



2018年8月29日

各位

会社名 株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名 代表執行役社長 越智 仁
(コード番号：4188 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 高阪 肇
TEL. 03-6748-7120

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2018年9月20日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 3,294,000 株
(3) 処分価額	1株につき 1,005.5 円
(4) 処分総額	3,312,117,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の執行役及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。）並びに三菱ケミカル株式会社の代表取締役社長、執行役員を兼務する取締役及び執行役員（国内非居住者を除きます。当社の執行役及び執行役員と併せて、以下、「業務執行役員」といいます。）を対象に、業務執行役員の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、企業価値増大への貢献意識及び株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、新たな業績連動型株式報酬制度の導入を決議しております。本自己株式処分は、当社が本制度の導入に際し、三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し第三者割当により行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に業務執行役員に交付すると見込まれる株式数である 3,294,000 株としております。その希薄化の規模は 2018 年 3 月 31 日現在の発行済

株式数 1,506,288,107 株に対し 0.22%（小数点第 3 位を四捨五入、2018 年 3 月 31 日現在の総議決権個数に対する割合 0.23%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い、業務執行役員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	業務執行役員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	業務執行役員のうち受益者要件をみたす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2018 年 9 月 20 日（予定）
信託の期間	2018 年 9 月 20 日～2021 年 8 月末日（予定）
制度開始日	2018 年 9 月 20 日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る決定日の前営業日（2018 年 8 月 28 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,005.5 円としております。

本自己株式処分に係る決定日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、発行価格として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該決定の直前の 1 か月間（2018 年 7 月 30 日から 2018 年 8 月 28 日まで）の終値の平均値である 978 円（円未満切捨て）に 102.81%（乖離率 2.81%）を乗じた額であり、同直前 3 か月間（2018 年 5 月 29 日から 2018 年 8 月 28 日まで）の終値の平均値である 961 円（円未満切捨て）に 104.63%（乖離率 4.63%）を乗じた額であり、同直前 6 か月間（2018 年 3 月 1 日から 2018 年 8 月 28 日まで）の終値の平均値である 994 円（円未満切捨て）に 101.16%（乖離率 1.16%）を乗じた額であることから、特に有利な発行価格に該当しないものとして判断いたしました。当社監査委員会は、日本証券業協会の指針等をふまえ、有利発行ではないと判断した過程及びその内容に不合理な点は見当たらず、法令違反の事実は認められない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未滿であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上